

政令第九号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百一条の三十一第一項第一号ハの規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の十五中「姫路市」の下に「明石市」を加える。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

兵庫県明石市について、平成三十年一月一日現在の人口が三十万以上となったことから、事業所税の課税団体として指定する必要があるからである。